

## 人権施策の推進方向

### 人権の視点に立った行政の推進

人権尊重の視点に立った行政の積極的な推進に取り組みます。

### あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

家庭、地域社会、学校、職場などあらゆる場や機会を捉えて、様々な人権教育・啓発を行い、県民の人権意識の高揚に取り組みます。

#### 家庭

- 保護者への学習機会や情報提供の充実
- 家庭教育に関する相談体制の整備など

#### 地域社会

- 地域における指導者の育成及び資質の向上
- 生涯学習の視点に立った人権教育の充実など

#### 学校

- 全ての教育活動を通じた人権尊重の意識を高める学習内容の構築
- 教職員の人権意識や資質の向上 など

#### 職場

- 企業等での啓発・研修への助言、指導
- 就職の機会均等の啓発
- 企業幹部への研修の充実 など

### 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進

人権の擁護に深い関わりを持つ職業の従事者に対し研修等、人権教育・啓発の充実を図ります。

- ◎行政職員 ◎教職員・社会教育関係職員 ◎警察職員 ◎医療・保健関係者 ◎福祉関係者
- ◎消防職員 ◎マスメディア関係者

### 人権教育・啓発を担う指導者の育成・活用等の推進

人権問題を自らの課題として捉え、人権に配慮した行動がとれるよう、地域において人権教育・啓発を担う指導者の育成やその活用を推進します。

### 相談・支援・救済の推進

#### 相談・支援体制の充実・強化

相談件数の増加や内容の多様化・複雑化に対応するため、相談・支援体制の充実・強化を図るとともに、情報を積極的に提供します。

#### 救済体制の整備

実効性のある救済制度を、必要な法的措置も含め、早期に整備するよう国に対して要望していきます。

## 佐賀県人権教育・啓発基本方針の体系

### 基本理念 共生社会の実現

性別、国籍、世代など様々な違いを越えて、全ての人の人権が尊重され、共に支え合い、共に生きることができる「共生社会」の実現を目指していきます。

### 3つの社会づくり

- ① 一人一人が個人として尊重される差別のない社会
- ② 一人一人が個性や能力を十分に発揮する機会が保障される社会
- ③ 一人一人が個性を尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会

### 目標

人権文化の確立

### 基本姿勢

生涯を通じた人権教育・啓発

## 総合的かつ効果的な人権教育・啓発の推進

### 人権施策の推進方向

- ▶ 人権の視点に立った行政の推進
- ▶ あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進  
家庭や地域社会、学校、職場
- ▶ 特定職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進  
行政職員、教職員・社会教育関係職員、警察職員、医療・保健関係者、福祉関係者、消防職員、マスメディア関係者
- ▶ 相談・支援・救済の推進  
相談・支援体制の充実・強化  
救済体制の整備

### 課題別施策の推進

- ▶ 同和問題 ▶ 女性 ▶ 子ども
- ▶ 高齢者 ▶ 障害者 ▶ 外国人
- ▶ 患者等  
HIV感染者等、ハンセン病患者等、難病患者等、肝炎患者等
- ▶ 犯罪被害者等
- ▶ 性的指向・性自認等
- ▶ インターネットによる人権侵害
- ▶ その他の人権に関わる様々な課題  
刑を終えて出所した人、ホームレス等生活困窮者、拉致問題等、人身取引、災害に起因する人権問題、個人情報の保護 等

### 推進体制等の整備

- ▶ 県の推進体制の整備
- ▶ 国、市町、関係団体との連携
- ▶ 県民、企業、CSO等との連携

### 人権施策の公表と基本方針の見直し

- ▶ 人権施策の公表
- ▶ 施策の点検・評価
- ▶ 基本方針の見直し

## 基本方針の基本理念

### 基本理念 共生社会の実現

- 一人一人が個人として尊重される差別のない社会
- 一人一人が個性や能力を十分に発揮する機会が保障される社会
- 一人一人が個性を尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会

性別、国籍、世代など様々な違いを越えて、全ての人の人権が尊重され、共に支え合い、共に生きることができる「共生社会」の実現を目指していきます。

### 目標 人権文化の確立

人権という普遍的文化を県民生活の中に定着させ、発展させていくことを目標とします。

### 基本姿勢 生涯を通じた人権教育・啓発

人権文化を広く県民生活に普及定着させるため、人権教育・啓発を生涯を通じた重要なテーマとして捉え、県民の学習活動を効果的に推進します。



# 佐賀県 人権教育・啓発基本方針 (第二次改訂)

～人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり～



## 課題別施策の推進

### 同和問題

同和問題(部落差別)の解決を自分事として捉え、平成28年12月に施行された「部落差別解消推進法」の趣旨に基づいて、同和問題の解決を目指します。

- ◆ 学校教育における推進
- ◆ 啓発活動の推進
- ◆ 相談体制の充実
- ◆ えせ同和行為の排除
- ◆ 社会教育における推進
- ◆ 企業等への啓発の推進
- ◆ 隣保館事業等の推進

### 女性

男女共同参画社会の形成を進め、男女間のあらゆる暴力を許さない、安全で安心して暮らせる社会を目指します。

- ◆ 男女共同参画の意識の形成
- ◆ 女性が活躍し、男女が共に参画する社会の実現
- ◆ 安全安心に暮らすことができる社会の実現



### 子ども

次代の社会を担う全ての子どもたちが、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることを目指します。

- ◆ 啓発活動の推進
- ◆ 児童生徒の権利に関する理念の教育・啓発
- ◆ 適正な保育・健全育成の取組
- ◆ 子どもの安全・安心の確保
- ◆ 児童虐待防止等の取組
- ◆ 子どもの貧困対策への取組
- ◆ いじめ問題への取組
- ◆ 性に関する指導の充実
- ◆ 被害少年への支援等

### 高齢者

高齢者が住み慣れた地域において、健康で生きがいを持ち、安心して生き生きと暮らすことができる社会を目指します。

- ◆ 県民の意識醸成
- ◆ 高齢者が活動できる環境整備
- ◆ 成年後見制度の普及・啓発
- ◆ 安全と安心の確保
- ◆ 雇用・就業機会の確保

### 障害者

障害者差別解消法等の趣旨に基づき、障害者とその家族等が身近な地域で支援を受けながら、安心して自分らしく暮らしていける社会を目指します。

- ◆ 啓発活動の推進
- ◆ 交流・共同学習の推進
- ◆ 誰もがスポーツを楽しむ環境づくり
- ◆ 精神保健福祉事業の推進
- ◆ 相談体制の充実
- ◆ 特別支援教育の充実
- ◆ まなびの環境づくり
- ◆ 多彩な文化芸術の振興
- ◆ 社会参加・職業的自立の促進
- ◆ ひきこもり支援

### 外国人

日本人住民と外国人住民が互いに多様な価値観を認め合い、協力し合い、共に活躍し、皆が安心して暮らせる社会を目指します。

- ◆ 多文化共生社会の推進と国際化に対応した人材の育成
- ◆ 外国人への情報の提供及び相談体制の整備
- ◆ 外国人の生活及び日本語教育支援
- ◆ 外国人児童生徒に対する支援

### 患者等

感染症や難病、がん等の患者やその家族が周囲の無理解による偏見や差別に苦しむことなく、住み慣れた地域の中で安心して働き、生活できる社会を目指します。

- ◆ HIV感染者等
- ◆ 難病患者等
- ◆ ハンセン病患者等
- ◆ 肝炎患者等

教育・啓発活動の推進、相談・支援体制の充実、療養生活・服薬の指導等、就労の支援



### 犯罪被害者等

「佐賀県犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等が直接的、副次的な被害に苦しむことなく、再び平穏な生活を営むことができる社会を目指します。

- ◆ 広報啓発の推進
- ◆ 再被害防止措置の確保
- ◆ 相談・支援体制の充実

### 性的指向・性自認等

様々な性的指向や性自認の人たちが、自分らしく生きていくための権利が尊重される社会を目指します。

- ◆ 啓発活動の推進
- ◆ 学校における配慮(男女混合名簿の使用等)
- ◆ 行政書類等での不必要な性別記載欄の削除
- ◆ 相談体制の充実



### インターネットによる人権侵害

誰もが適切な情報モラルを身につけ、手軽に、かつ、安全安心にインターネットが活用でき、高度情報化社会の利便性を享受できる環境を目指します。

- ◆ 啓発活動の推進
- ◆ 学校における情報教育の推進
- ◆ 相談・支援体制の充実
- ◆ 国等への要望

### その他様々な課題

それぞれの課題の特性に配慮しながら、総合的に課題解決に努めます。

#### 刑を終えて出所した人

佐賀県地域定着支援センターにおいて、保護観察所等と連携し、周囲の理解と協力を得ながら円滑な社会復帰を実現します。

#### 北朝鮮当局による拉致問題等

県民集会等を開催し、県民理解を深めるとともに、国民一体となった拉致問題を許さない姿勢を示します。

#### 災害に起因する人権問題

避難所運営において配慮すべき人権問題について、地域防災計画に記載するとともに、被災者や被災地に対する人権上の配慮、共助についての県民理解を深める取組を進めます。

#### ホームレス等生活困窮者

生活自立支援センターを窓口として、関係機関と連携して効果的な自立相談支援を行います。

#### 人身取引

性的搾取や強制労働などの被害防止に努めるとともに、被害者を認知した場合の迅速な対応、支援、救済ができる体制を整備します。

#### 個人情報の保護

佐賀県個人情報保護条例及び佐賀県個人情報保護の基本方針を遵守します。

## 推進体制等

### 推進体制等の整備

#### 県の推進体制

人権施策を県政の重要な柱と位置づけ、関係部等が諸施策を積極的に進めるとともに、全庁的な推進組織を設置し、横の連携を緊密に図りながら、総合的かつ効果的な推進に努めます。

#### 国、市町、関係団体等との連携

国や市町、関係団体など人権に関わる機関と連携・協力して、啓発事業の実施や相互の人権教育・啓発に関する取組を推進します。

#### 県民、企業、CSO等との連携

県民や企業、CSO等の企画への参画や事業の共催などの連携・協働を図ることによって、人権教育・啓発や相談・支援などの取組を推進し、県民参加型の効果的な啓発活動を行います。

### 人権施策の公表と基本方針の見直し

#### 人権施策の公表・点検・評価

県が実施した人権施策について定期的に公表します。また、人権施策の取組の実施状況を分野ごとに点検・評価し、今後の施策の適正な実施に反映させるよう努めます。

#### 基本方針の見直し

この基本方針は、今後の人権問題を取り巻く国の動向や国内の社会経済情勢の変化、国際的潮流の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

